

発議第2号 説明資料

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

現 行 規 則	改 正 規 則
○幕別町議会会議規則 (昭和62年3月24日 議会規則第1号) 第1条～第13条 略 (議案の提出) 第14条 法第112条(議員の議案提出権)の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するにあたっては、2人以上の者の賛成がなければならない。 2 略 3 略 第15条～第46条 略 (委員会の中間報告) 第47条 略 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。 第48条～第62条 略 (準用規定) 第63条 質問については、<u>第59条(質疑又は討論の終結)第1項</u>の規定を準用する。 第64条～第100条 略	○幕別町議会会議規則 (昭和62年3月24日 議会規則第1号) 第1条～第13条 略 (議案の提出) 第14条 法第112条(議員の議案提出権)の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するにあたっては、<u>発議者以外に1人以上の者の賛成がなければならない</u>。 2 略 3 略 第15条～第46条 略 (委員会の中間報告) 第47条 略 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。 第48条～第62条 略 (準用規定) 第63条 質問については、<u>第55条(質疑の回数)及び第59条(質疑又は討論の終結)第1項</u>の規定を準用する。 第64条～第100条 略

現 行 規 則	改 正 規 則
(資格決定の審査) 第101条 前条の要求については、議会は、第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、<u>委員会付託</u>を省略して決定することができない。 第102条 略 (携帯品) 第103条 議場に入る者は、<u>帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機、携帯電話機及び録音機の類</u>を着用し、又は携帯してはならない。ただし、<u>病気その他の理由</u>により議長の許可を得たときは、この限りでない。 第104条～第123条 略 第124条 略 第125条～第130条 略	(資格決定の審査) 第101条 前条の要求については、議会は、第39条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）第3項の規定にかかわらず、<u>委員会の付託</u>を省略して決定することができない。 第102条 略 (携帯品) 第103条 議場に入る者は、<u>議事進行の妨害及び他の傍聴人に迷惑になるようなもの</u>を着用し、又は携帯してはならない。ただし、<u>特別</u>の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。 第104条～第123条 略 <u>(会議録の記載事項)</u> 第124条 略 第125条～第130条 略